

(様式第1号)

平成30年度 第1回 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時	平成30年8月29日 水曜日 午後1時30分～3時30分
場 所	消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	会 長 木下 隆志 委 員 山本 公彦 杉江 東彦 稲岡 由美子 北尾 文孝 北野 章 杉田 俱子 木村 嘉孝 朝倉 己作 齊藤 登 山中 厚子 尾崎 郁子 脇 朋美 藤川 喜正 三芳 学 安達 昌宏 欠席委員 森川 太一郎 土田 陽三 園田 伊都子 小泉 星児 事務局 障害福祉課 本間 慶一 長谷 啓弘 榊井 大輔 辻野 亮太 古川 寧子 関係課 地域福祉課 小川 智瑞子 鳥越 雅也 吉川 里香
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1)開会

開始時点で20人中16人の委員の出席により成立

(2)委員委嘱

(3)委員及び事務局の紹介

(4)会長，副会長の選出

(5)議事

①障がいを理由とする差別の解消の推進に係る取り組みについて

②今後の協議会のあり方について

③その他

(6)閉会

2 提出資料

資料1 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿

資料2 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

資料3 合理的配慮の取り組み事例

資料4 芦屋市第5期障害福祉計画策定に係る意向調査報告書（抜粋）

### 3 審議経過

#### (1) 障がい理由とする差別の解消の推進に係る取り組みについて

(木下会長)

この差別解消支援協議会は、権利条約のもと、障がいのある人を差別しないようにどのように取り組むべきか、ということについて話し合うとても重要な会議です。ただ、他の協議会ほど歴史がないので、どの市もどのように取り組むべきか模索状態です。芦屋市は、この協議会ができると同時に先駆的に様々な取り組みを行っていますが、今日も皆さんからのご意見を頂戴しながら、この協議会のあり方について確定していきたいと思っております。

では、議題に入ります。1題目は、「障がい理由とする差別の解消の推進に係る取り組みについて」ということで、各機関からの取り組みの報告をいただきたいと思えます。日ごろの気付きや、その取り組み内容について発言をお願いします。前回の協議会での発言からの発展でも結構ですし、新たな取り組みなどありましたら、紹介してください。

芦屋学園短期大学は、本人も保護者もその認識はないですが、授業についてくるのが難しい学生が目立ってきています。中には、教材でDVDを見せると、耳を塞いで、この授業は聞けませんと教室から出ていく学生がいたりします。先生がマイクを通して話していることが、一体何を教えてくれているのかわからないと言います。芦屋大学内の発達障害者支援センターの先生に協力をいただき、簡単なスクリーニングをしていただきました。結果、軽度の知的障がいと発達障がいがあるのではないかということでした。ですが、それを本人には伝えられないため、一度保護者に調査結果を元に何か配慮することが必要かと話をしました。その後、療育手帳を取得し、卒業するまでに、神戸市にある就労支援センターと連携をしながら卒業することができました。資格取得までは難しいですが、卒業は保障するというので取り組みをした例があります。授業への取り組みがしんどい学生を早期に支援センターなどの各機関につなげることによって、学生の将来を一緒に考えていこうという取り組みもしています。また「芦カフェ」という大学の中に就労継続支援A型の事業所が経営するカフェを運営しています。ヒドゥン（隠れた）学習プロジェクトという、学生は勉強だけの認知の学習だけではなく、障がいのある人が参加することによって、多様性を理解することを目的にしています。結果はまだ何も出ておらず未知数ですが、そのような取り組みを大学内で実施しております。それでは稲岡委員から取り組みをご紹介ください。

(稲岡委員)

前回から大きな変化はありませんが、兵庫県も障害者差別解消法に関する計画を立てておりますので、職員が研修に参加したり、難病特定疾患の受給者証の更新等々、車椅

子の方も非常に不便をおかけしながら、更新の手続きを現在も実施しています。

他には、ゆずりあい駐車場の申請などのような窓口業務を実施し、個別には精神障がいのある人や難病や身体障害者手帳をお持ちの方、小児特定の慢性疾患の申請も来られますので、市のサービスや相談につなげられるように案内を実施しています。また、保健師が個別対応していますが、専門職のスキルアップ向上を目指す研修に参加したり、市内の支援者の技術向上のための研修会を企画しております。ただ、芦屋市は地域が小さいため、研修会をしても同じメンバーが顔を合わせるため、研修後に参加者が所属する組織で学んだことをまた広めていただくような取り組みにつながるようバックアップをしていきたいと思えます。

(尾崎委員)

障がいのある人の職業相談窓口で座る椅子ですが、座ったり、立ち上がる際に、不安定な方もおられるので、椅子の回転とかキャスターを必要に応じてロック・解除ができるなど、その方の必要等に合わせて調整できるものにしたほうが良いと考えます。他にも、窓口やカウンターで立ち上がるときや座るときにつかめるような手すりや取っ手を設置すれば利用しやすいと考えています。すぐにできないですが、必要なものではないかと考えております。適切な合理的配慮が提供されるためには、事業主の理解が不可欠です。雇用の分野における合理的配慮の提供義務の周知や必要な指導を事業主に実施することは、機関としての役割です。今後もさらに充実してまいります。

(藤川委員)

直接合理的配慮に対する取り組みをしている訳ではなく、その前段階として、どのような配慮が必要かを知るといった部分のサポートをしています。具体的には、グループセッションで、認知の特性を知るといったテーマをつくり、話し合い、グループワークしています。その中で対人関係のスキルや就労の基礎を学ぶ中で、どのような合理的配慮を求めればよいのかを自分に当てはめて知るといったサポートをしています。自分の障がいや必要な配慮を会社に自分から伝えられるようにサポートする活動は、以前から実施していますが、自分自身のプロフィールシートを作成し、自分の障がいの特性、どういう配慮が必要かを履歴書と同じような形で送り、書類選考の際に見てもらおうのも、現在は普通になっていると思います。当然に自分自身からの発信も必要ですので、面接練習で配慮事項を正確に簡潔に伝える練習もしています。就労している企業への障がい理解の推進につきましては、その人によって配慮事項は異なります。特に知的障がいのある人については、できない部分に関して、道具を使うのが一番効果的なので、ホームセンターで売っているような道具を活用・改良したりしながら、合理的配慮につなげていく活動をしています。

(脇委員)

センターでも職員自身が合理的配慮について正しく理解するための研修をしています。

また、市民向けの講座の中でも差別解消について啓発していきたいと思います。センターで毎年、権利擁護支援者養成研修という、地域の権利擁護の担い手を養成するという研修会を行っています。昨年度は障害者差別解消法をテーマにしたところ、市民の方も100名ほど出席していただきました。講師には、「障害者の権利に関する条約」を翻訳された川島先生をお招きし、大変わかりやすく合理的配慮とはどういったものなのか市民の方にも説明していただき、良い機会になったと思いました。啓発は1回限りでは難しいので、今後も市民向けの機会を設けていきたいと思います。西宮市が子供向けに作成したDVDがあります。子供にもわかりやすく合理的配慮は何かと理解できるDVDですが、そういった視覚に訴えるものも活用して啓発を行っていきたくと思っています。

(三芳委員)

協センター長から説明のあった合理的配慮や自己決定支援の研修を共催させていただいた経緯がございます。また、我々のところには、発達障がい、精神障がいのある人がご相談に多く来られます。発達障がいのある人であれば、言語的な表現ではなく、図式化・視覚化したほうがわかりやすいという特徴の方もおられるので、できるだけセンターではなく面談室の中で、本人に合った面談の仕方を心がけております。障がいのある人の雇用では、時短勤務や出勤時間の調整なども考えていきたいと思っています。地域住民の方への啓発の講演会では、特に力を入れたいと思っておりますし、山中委員がおられる民生委員・児童委員の定例会でも、障害福祉課と一緒に研修した次第です。

(北野委員)

学校における合理的配慮とは、一人ひとりの子供に応じて個別の指導計画・教育支援計画を作り、その計画に基づいて、一人ひとりに応じた日々の教育、授業を実践していくことだと思っています。この個別の指導計画・教育支援計画をつくる上では、子供のアセスメントもしながら、保護者との合意形成を重要視します。当然、途中で計画どおり進まないことがあります。その都度、計画を少しずつ見直し、一人ひとりの子供に応じた指導を実施することが、学校における最大の合理的配慮ではないかなと思っています。

精道中学校は来年4月から建替えがあります。仮設校舎はバリアフリーの観点で1階建てにし、障がい者用トイレもつくります。学校においては、本当にハード面の環境整備はかなり進んでいると思います。

(北尾委員)

障がいの有無に関係なく子供たちが学習や行事に参加することで共に学べることができるように指導、助言、支援していくことが教育委員会の立場であると考えています。そのために個別の指導計画を作成しますが、どのように作成していくのか、どういう観点が必要かを研修で学校に指導しております。また、相談活動で専門的な知見が欲しい場合は、学校と連携して特別支援の教育センターの相談員と学校でケースワークをしながら、子供たちに合った指導・教育ができるようにしています。環境整備についても段

差を解消するなどバリアフリーを促進し、子供たちが障がいの有無に関係なく移動が円滑にできるよう配慮を進めています。また、最近、医療的ケアが必要な子供の対応についても進めています。

(安達委員)

1点目は手話による自己紹介、これは、障害福祉課の職員が市の職員を対象にした手話の研修という形で取り組んでおります。また、職員が要望に応じて出前講座にも出向いております。2点目としては名札です。弱視の方や高齢者の方に見やすいように白黒反転の名札の着用を実施しており今後も周知していきたいと考えております。3点目として、送付文書については、ファクス番号、メールアドレスといった電話番号以外の連絡先の記載を徹底しています。また、時間の表記についても午前・午後表記としています。送付文書の決裁をする際に、このような記載がない場合は、できるだけ記載するように働きかけをしています。昨年度策定しました障害福祉計画の概要版に音声コードを付けていますが、今後も様々な広報啓発物に音声コードを付けるよう働きかけをしていきたいと思っております。

(山本委員)

従来より1階に多目的トイレは設置していましたが、昨年度から洋式トイレの増設を行いました。当局のホームページは障がいのある方でも閲覧が容易にできるような形式をとっており、音声対応や表示拡大機能、色変更が可能となっています。また、ソフト面での合理的配慮として、窓口に障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について指導をしています。職員に対する啓発も非常に重要で、障害者差別解消法の研修等を今年度も行う予定にしています。

(杉江委員)

なかなか一般の方には、合理的配慮とか、障害者差別解消法自体が、知られてないのが現状ではないのかなと思います。その点についてしっかりと啓発していきたいと思っております。

(杉田委員)

今回、130名の会員に対して何か要望がないか意見を募集しました。階段やトイレといったハード面の要望は多いですが、中には、自分が障がい者になって本当につらい、という心情的な訴えもありました。いくらハード面で完璧に近づいたとしても、なかなか癒やされるものではないと感じました。私も当事者ですが、車椅子の方は、そう思われるのかもしれないと思い、市長に要望書を提出しようと思っています。また、日常生活用具に対する要望も具体的にありました。耳に障がいのある人と会議をしても、手話通訳の方が来られないとすぐ話が伝わりませんが、スマートフォンをお互いに持って、話した内容が即座に画面に文字として表示されるサービスがあります。このような便利な物があっても、障がいのある当事者が知らないことがあります。日進月歩で障がいの

ある人を助けてくれるものがいっぱい出ているので、それを日常生活用具に加えていただけたらいいなと思います。また、市役所の中ではいろいろな配慮をされています。例えば手話で自己紹介、筆談で対応、メモを渡す等があり、本当にありがたいと思っています。これは、私たちが配慮されているということ、私は会員に知らせたいと思っています。学校現場において、一人ひとりの個別計画を立てるというのはとても大切なことだと思いますが、それだけではなく、障がいのある子どもを囲む同じクラスの、同じ学年の子どもたちが一緒に何かをする場面で、障がいのある人についての理解を深めてほしいと思います。例えば、音楽会のような行事で、毎年特定の学年が手話を使って歌を歌う等です。それを毎年続けることで、手話で歌える歌が増えていき、聴覚障がいのある人に対する理解が深まると思います。勉強というよりは歌いながら手話をして、それを見ていただき、二重にも三重にも喜びがあるところで障がいのある人の理解を深めるという体験を当事者と周りの者たちが一緒に体験してほしいと思いました。最後に、「広報あしや」等で、各種計画書等に音声コードが付いていることや、白黒反転した名札を職員が付けているということを知らせてほしいと思います。せっかく職員の方が配慮していても、肝心の当事者が知らないことがいっぱいあると思いますので、ぜひ周知をお願いします。

(北尾委員)

前回、杉田委員から音楽会での手話歌のお話を受けていました。学校ごとにカリキュラムを作っておりますので、すべての小学校での実施は難しいですが、一部の学校では、今年の音楽会で6年生が検討しているということの返事をいただいています。

(木村委員)

合理的配慮は個々の障がいのある人からの要望が起点であるということですから、障がいのある人から要望が積極的に出ている環境をどのように作ってあげればいいのかということが重要です。その環境作りということで、全肢連（全国の肢体不自由者父母の会連合会）では障がいのある人への合理的配慮を示すマークの検討会というのをしております。様々なマークをつくり「私はこういう合理的配慮がほしい」と意思表示できるようにしていくそうです。これについて千葉県を中心に今テスト段階で試験的に実施をしています。10月には一定の成果報告が出ると思いますが、この件について、県の障害福祉課にも合理的配慮の要望が出やすいようにするために考えてほしいと話をしたときに、県も検討しているという返事がありました。ぜひ芦屋市でもこのような取り組みをしていただきたいと思います。いずれにしても、障がいのある人自身がこんな合理的配慮を望んでいるということを本人が言わなければいけない。本人が十分に言えないから、それをマークにして、私は人混みが苦手で順番がよくわからないと意思表示ができるようなカードをつくり、はっきりと意思表示ができるようなやり方というものを試験的に検討しているとのことですので、成果を見ながらご検討いただければと思いま

す。

(朝倉委員)

合理的配慮の件では、被後見人であっても選挙で投票をできるようにするといった全国運動をしたことがあります。公務員の受験資格における差別条項の撤廃を要望しています。また、知的障がいのある人は外見では非常にわかりにくいということを、もっと一般の方に知っていただきたいです。芦屋市は9万何千人の市ですが、知的障がいのある人は500人程度です。15年ぐらい前から公園の清掃を5、6人が1週間に1、2回行っています。そこで、一般の市民の方と接する機会があり、現在も続いています。指定管理されている総合公園以外の公園において、障がいがある人が働く場が提供されています。「障がい児・者作品展」ですが、障がい理解を深める効果と、何よりも作品展に出した本人自身が非常に喜んでいてという効果があります。その他には育成会の研修会において、発達障がいのある人の疑似体験を実施したところ、非常によかったとお褒めいただきましたので、このまま継続していきたいと思えます。

(齊藤委員)

はじめに、芦屋市での合理的配慮に関する教育について私の感想を述べさせていただきます。まず、合理的配慮ということで、私は芦屋メンタルサポートセンターの理事をしていますが、職員の方には芦屋市の写真が入った名刺を作る仕事や霊園の掃除など、今まで依頼がなかったところから様々な仕事をいただいています。実際に具体的な数字で増えているので、合理的配慮についての研修成果が今まで関係ないところから出てきているなど、一步一步細かいことをつなげるしかないと思えます。合理的配慮あるいは法律を制定したから、障がい者差別がすべてなくなるのはとても望めない話です。時間をかけて、我慢や工夫をしながら有効な手立てを打つことが必要です。

2点目として、現在ニュースで取り上げられています「国の障がい者採用人数の水増し」の話ですが、あるべき姿を求めて急に進め過ぎてしまいますと、どうしてもごまかしてしまうことがあります。良い会社は現場へ行って、現物を見て、現時点で手を打つ、という三現主義で行っています。答えは現場にあるということです。そして、3点目に総合的な学習ということで、国に障碍の「碍」を常用漢字に追加してほしいと、国語審議会の課長宛てに手紙を出し、きちんと障がい教育をやってほしいという話をしました。知的障がいと精神障がいはなかなかわかりづらく理解してもらえません。だからこそ普及啓発は大事だと思います。そこで、市の学校教育課で障がい教育はどのように実施しているか伺うと、平均して年間で5・6時間、総合的な学習の中で実施しているということで、学校には障がいのある人が同じクラスに1人ぐらいいるため、障がいのある人に対する配慮が自然に育つようになるということでした。先ほど、北尾委員と北野委員のお話を聞いていますと、子供は柔軟性があるので、もっと早い段階で教育したほうが普及啓発は早いと感じました。芦屋では「芦屋っぷ」など、障がいに関する冊

子を今まで何冊か作成しています。印刷をして終わりではなく活用していただきたいと思います。結局、障がいのある人に対する差別の解消は時間がかかるものだと思います。

(山中委員)

要配慮者名簿という、これは地域の中で気になる方、配慮しなければならない方についての名簿をいただきました。その名簿をもとに、福祉推進委員といたしまして、民生委員を支えてくださる方とともに、情報共有をして見守りをするのを始めていますが、この名簿の中にも障がいのある人の情報もございました。民生委員協議会では、児童部会、高齢部会、そして、障がい者部会という、三つの部会を持っておりまして、障がい者部会では、やはり、障がいについて勉強したり、車椅子やアイマスクを用いた疑似体験をいたしました。そういうことを通して、障がいのある人のことを少しでもわかるようにしております。今後も地道にこつこつと続けていきたいと思っています。最後に、前回に杉田委員から、チラシをお示しいただきまして、目の不自由な方がどういうふうになっているのかがわかりました。これを民生委員の定例会で各民生委員にお配りしました。民生委員にも定着させる必要があると思います。

(北尾委員)

学校では、障がいのある子どもも含め全員一緒に活動する場面があります。例えば長縄がそれになります。全校長縄大会では全員飛ばなければなりません。ただ、飛ばない子どもがいると、どうすればいいのかクラスの中で考えます。「その子は飛ばなくてもくぐればいい」というルールをクラスでつくり、それを学校全体でそれでいいのかを共有します。どうすれば一緒にできるのかというのは、日々、様々な形で勉強やそれ以外の場面でも学ぶことができます。

(木下会長)

皆さんの話を聞くと、様々な気づきがあります。不当な差別がなくなり北尾委員の話のような合理的配慮が進むと、障がいのある人の参加の場がどんどん増えていくと思います。参加して問題があった場合、話し合ってルールを作ることになるでしょう。普及啓発の先には、障がいのある人の様々な参加があると思います。本当は差別解消協議会についても、障がいのある当事者の方で、興味を持っている方に傍聴してもらい、実際に参加していただき当事者の方の声を少し聞いてみたいと感じています。今回協議会を開催するにあたり、芦屋市福祉部で取り組みました「障がいを理由とする差別の解消の推進に係る取り組みについて」というタイトルのチェックリストを事前資料として配布しています。チェックリストについて、福祉部で取り組んだ際の成果や課題等を事務局から説明していただいた後、そのチェックリストを各機関で取り組むために、どのように改善すればいいのか意見をいただきたいと思っています。

- ・チェックリスト「障がいを理由とする差別の解消の推進に係る取り組みについて」



## を事務局より説明

(木下会長)

今回の協議会も引き続き、皆さんに取り組みの発表をしていただきたいと思います。様々な進捗状況を知りたいということと、チェックリストを作成することで月に1回できなくても、身近なところからでも結構なので、取り組んでいきたいと思ひ添付させていただきました。ただし、内容的に該当しないものがあるかと思ひます。行政は積極的に行っている、これを皆さんのところで本格的にそれができるのかどうかというのは、難しいかもしれません。チェックリストに関して、ご意見があればお願いします。

(朝倉委員)

知的障がいのある人はほとんど関係ないので、無理だと思います。

(木下会長)

内容的にも場面としても、ないということですね。

(杉田委員)

設問によっては、知的と身体と精神で共有できない問いがあると思ひます。

(木下会長)

少しでも使えるものを入れていかなければなりませんね。このチェックリストをそのまま使うつもりではなく、全面改訂のつもりで、皆さんの意見を反映したいと思ひています。雛型は芦屋市のものですが、いただいた意見をどのように反映するかこの時間で整理するのは難しいかもしれません。

(三芳委員)

設問にある意思決定支援は、自己表現が難しい方の立場に立って、周りが相手の立場に立って物事を考える視点を持つことが大事だと思います。

(協委員)

成年後見人の後見業務についてですが、大阪で成年後見人が被後見人の方の意思を確認するガイドラインを作成し、全国的に使うことになりました。これまでは金銭管理の面ばかりで身上監護面がどうしても疎かになってしまいます。成年後見人制度では金銭管理がメインになってしまう印象があります。そこで、身上監護面をきちんとする必要があるので、ガイドラインではアセスメントシートがあり、本人の意思を確認し、身上監護の記録として裁判所への提出が必須になる方向で進んでいます。そのため、成年後見に関しても、意思決定支援を非常に重視されていくということになり、今年度から権利擁護支援センターも試行的に意思決定に関して取り組みます。

(木下会長)

そのアセスメントシートの中で、チェックシートに落とし込める項目があるかどうか、

事務局に提出をお願いします。

(藤川委員)

合理的配慮の部分ですが、具体的な配慮を要することを頼まれたとか、配慮が必要かを伺った等、具体的なことは次の段階かもしれませんが、あってもいいと思います。

(木下会長)

合理的配慮という言葉が浸透していない中で、合理的配慮をされたことや、対応したかということは、難しいです。しかし、藤川委員が言われたように、頼まれたことを具体的に行動したことがあるなどの設問はあってもいいかもしれません。

(藤川委員)

合理的配慮というか配慮事項の部分について、何か具体的な実体験があれば、具体的な項目が出てくるのかなと思います。

(木下会長)

一度、様々な資料とかを見させていただき、使えるかどうかまで話し合いでは決まっていなくても事務局サイドでまとめさせていただきます。何か機会を得て皆さんにお渡しして、チェックリストのようなものが使えればと思います。一度検討させていただきます。

## (2) 今後の協議会のあり方について

(木下会長)

当協議会はこれまで2年間行ってきました。これまでは芦屋市でどういう差別があるのか皆さんから意見を集約して報告していただいております。個人的な話をさせていただくと、私は他市の差別解消協議会に委員として参加しておりますが、概ね同じような動きになっています。協議会の内容も、結局は普及啓発に取り組んでいくことで、わかりやすいリーフレットを作ることになりましたが、齊藤委員が言われたように、普及啓発ができていないところに物だけができ、活用できなかつたとなると、無意味になると思います。芦屋市ならではの今後の協議会は、どうあるべきかを考えていきたいと思っています。まず芦屋市の現状も知っていただきたいということで、資料4というのを添付させていただきます。芦屋市の現状を聞いていただき、皆さんの意見をいただきたいと思っています。

- ・芦屋市第5期障害福祉計画策定に係る意向調査報告書（抜粋）を事務局より説明

(木下会長)

障害者差別解消法の認知度ですが、平成29年8月の内閣府報告によると、障がいの

有無に関係なくアンケートを取ったところ、法律の内容を含めて知っている方は5.1%、内容は知らないが法律ができたことは知っているという方が16.8%、つまり、何かできたのは知っているというのと、少し内容を知っている方も含めても20%ぐらいの方しか知らないということです。一方、芦屋市で取ったアンケートでは、調査対象者を障がい者手帳所持者としていたにもかかわらず40%ぐらいの方しか認知していないことになっています。やはり普及啓発に関してどのようにすべきかについて、この場に何かしら当事者の方に参画していただければいいのではないかと、ということについても検討していきたいと思いますがいかがでしょうか。皆さんからご意見があれば、ぜひ、お聞かせいただきたいと思いますが、何かありますでしょうか。

(朝倉委員)

まず、障害福祉課のアンケートについて、知的障がいのある人に関する回答ですが、これは全て親が答えています。つまり、親でこのぐらいの認識ということです。本人であれば1%もいません。限界があると思います。知的障がいのある人の場合、本人が参加すること自体、こういう会議では少ないと思います。

(杉田委員)

身体障がいのある人もそうです。視覚障がいのある人は、それに関する差別等について考えたり、感じられたりすることがあると思います。また、聴覚障がいのある人も同じです。車椅子の方や内部障がいのある人も、情報弱者ではありません。しかし、身体障がい者全体としての意見を求められても、何か十分お話しできない気がします。

(木下会長)

朝倉委員と杉田委員から、当事者の参加について、その障がいに特化した意見というのがやはりメインになり、俯瞰して意見を言うことが難しいのではないかとという意見がありました。一理感じる部分ではありますが、それを前提としたとしても、参加していただくことが必要なことだと思えます。

(朝倉委員)

藤川委員の関係で声をかけられる障がいのある人はおられますか。

(藤川委員)

障がい特性があるので、的を射た答えをすることが難しい方もおられるかもしれません。しかし、会長が言われたように、本協議会の中に当事者がいないというのもおかしな話だと思います。そのため、推薦という形ではなくて立候補という形で、参加し、話をしたいという方を募る形はいかがでしょうか。何か配慮が必要だったり、手話通訳が必要であれば、手配するのが必要だと思います。

(木下会長)

もし、参加していただくとすれば、知的障がいのある人たちは、本人だけではなくて、必要に応じて、支援者の方やご家族と一緒に可能であれば、構いません。一度、オブザ

一時的に意見を聞いてみるというのはいかがでしょう。協議会として、様々なことに挑戦してみたいと思います。

(杉田委員)

少なくとも、公募は不安な感じがします。私は身体障がい者の当事者です。自身の障がいや障がいのある人のことを思えば熱くなってしまいます。それで、もし身体障がいのある人の意見を聞きたいとするならば、委員の推薦を得た方に来ていただくような、手順を1つ踏んだほうが妥当な人選ができると思います。

(木下会長)

推薦という形はいかがですか。

(藤川委員)

少なくとも傍聴で聞いていただくことは可能だと思います。

(木下会長)

この協議会は、障がいのある当事者の方への差別解消について様々なことを共有し、何か決められることがあれば意見を集約していく会議です。できれば当事者の方も何らかの形で参加し、障がいのある人の意見を参考にできる機会があればいいと思います。他にも、様々な意見のぶつかり合いも含め、活発になればと思います。他市もそうですが、協議会の形に決まりがないので、どのように差別解消を普及啓発し、そして、どのようにして当事者の方と一緒に検討できるものをつくっていけばいいのかが見えていないところがありましたので、みなさんからご意見をいただいたところです。ただ、今日の会議の中で、当事者を呼んで皆さんと意見を一緒に集約していくというのは、今すぐは難しそうだと感じました。もう少し今後のアプローチの方法を事務局と一緒に考えさせていただきます。当事者を呼ぶ、呼ばないという結論は出さないで、引き続き何かの機会に話し合うことができればと思います。一旦チェックリストは皆さんに検討していただき、会議ごとにそれぞれの組織として取り組んだことは発表いただきます。取り組みの中で気づかれた不当な差別的取り扱いと合理的配慮の2つについて意見を述べていただけたらと思います。

では、本日はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

以 上